



白杵時間、体感

羽田空港発着

おおいた暮らし 体験ツアー

3日間

農泊を通じて大分の魅力が体感できるツアー！

大分の豊かな自然に囲まれた中で田舎暮らしを体験してみませんか？

大分に興味のある方！大分で暮らしたい！という方はこの機会に是非ご参加ください。

開催日時

2016年 **11月18日(金)**
~ **11月20日(日)**

ご旅行代金

29,800円 先着**15名様**限定

最少催行人数

6名様以上

応募期限：11月4日(金)まで



津久見空間、体感



応募方法：裏面の申込み用紙に必要事項を記入の後、FAX にてお申込みください。



● おおいた暮らし体験ツアー ●

日時 11/18 (金)	JAL663 羽田空港 →→→→ 大分空港 == == == 臼杵市（移住支援制度の説明・臼杵市まちあるき） 9:45 発 11:25 着 14:00~17:00 == == 臼杵市野津町農泊 18:00	食事条件					
		朝	×	昼	×	夜	○
11/19 (土)	臼杵市野津町 == == == 臼杵市内(空き家見学・市内施設見学・移住者訪問・昼食) == == == 9:00 発 9:30~13:30 == == == 津久見市(移住支援制度の説明・市内水産関連施設見学) == == == 14:00~17:00 == ホテル AZ 津久見チェックイン == 津久見市内にて夕食	食事条件					
		朝	○	昼	○	夜	○
11/20 (日)	ホテル = 津久見市内(体験プログラム:農業収穫体験(みかん農業)) == == == == 9:00 発 9:30~12:00 JAL669 =津久見市内昼食 == == == 大分空港 →→→→→→→ 羽田空港 12:30 頃より 16:55 発 18:25 着	食事条件					
		朝	○	昼	○	夜	×

◆ご旅行代金:お一人様29,800円

◆最少催行人員:6名(定員になり次第〆切り致します) 募集人数:15名様

◆利用予定交通手段:飛行機、貸切バス◆ ※詳細は最終日程表でご案内致します(一部体験プログラムで時間の変更が生じる場合がございます。)

◆添乗員:同行致します

◆集合時間:最終日程表でお知らせします。 ◆ご旅行代金に含まれるもの:羽田-大分往復航空券、旅行日程表に記載したバス代、有料道路代
食事条件に記載の食事代(日程表より)、宿泊代(2泊分)◆ご旅行代金に含まれないもの:旅行日程に含まれない交通費及び個人的費用(飲料代)等

フリガナ		年齢:	【備考欄】
氏名		性別:男・女	
フリガナ		年齢:	【備考欄】
氏名		性別:男・女	
住所 (送付先)	〒 ー	連絡先	TEL () ー FAX () ー 携 帯

お 申 し 込 み の ご 案 内 (お申込みの際には必ず旅行条件書(全文)をお受取頂き、事前に内容をご確認の上お申し込みください)

●募集型企画旅行契約

この旅行は(株)JTB九州(福岡市中央区長浜 1-1-35 観光庁長官登録旅行業第 1770 号。以下「当社」という)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」という)を締結することになります。また、旅行条件は、下記によるほか、別途お渡しする旅行条件書(全文)、出発前にお渡しする最終日程表と称する確定書面及び当社旅行契約募集型企画旅行契約の部によります。

●旅行のお申し込み及び契約成立時期

(1)必要事項をお申し出のうえ、下記のお申込金を添えてお申し込みください。お申込金は、旅行代金お支払いの際差し引かせていただきます。
(2)電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申し込みの場合、当社が予約の承諾の旨通知した翌日から起算して 3 日以内にお申し込み内容を確認のうえ、申込金の支払いをしていただきます。
(3)旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領したときに成立するものとします。

●旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発日の前日からさかのぼって 13 日目にあたる日より前(お申し込みが間断の場合は当社が指定する期日までに)にお支払いください。また、お客様が当社提携カード会社のカード会員である場合、お客様の署名なくして旅行代金・取消料、退団費用などをお支払いいただくことがあります。この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。

●特別補償

当社は、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行契約別添特別補償規程に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物上に被った一定の損害について、以下の金額の範囲において、補償金又は見舞金を支払います。(但し、契約解除依頼日が旅行代金のカード利用日以降であった場合は、当社は旅行代金を差引いた額を解除依頼日の翌日から起算して 7 日間以内をカード利用日として払い戻します。)(3)与信等の理由により会員の申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、規定の取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

●「通信契約」を希望されるお客様との旅行条件

当社提携クレジットカード会社のカード会員(以下「会員」といいます。)より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受けること(以下「通信契約」といいます。))を条件にお申込みを受けた場合、通常の旅行条件とは以下の点で異なります。(受託旅行業者により当該取扱ができない場合があります。また取扱できるカードの種類も受託旅行業者により異なります。)

(1)契約成立は、当社が電話又は郵便で旅行契約の締結の承諾通知を発信したとき(e-mail 等電子承諾通知を利用する場合)、その通知がお客様の到達したときとします。また申込時には「会員番号・カード有効期限」等を知り得ます。(2)「カード利用日」とは旅行代金等の支払い又は払戻し債務を履行すべき日をいいます。旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。(但し、成立日が旅行開始前日から 14 日目にあたる日より前の場合は「14 日目(休業日にあたる場合は翌営業日)」とします。また取消料のカードの利用日は「契約解除依頼日」とします。(但し、契約解除依頼日が旅行代金のカード利用日以降であった場合は、当社は旅行代金を差引いた額を解除依頼日の翌日から起算して 7 日間以内をカード利用日として払い戻します。)(3)与信等の理由により会員の申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、規定の取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

●国内旅行保険への加入について

ご旅行中、けがをした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や、賠償金の回収が大変困難であるのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様自身で充分な額の国内旅行保険に加入することをお勧めします。詳細については、販売店の係員にお問合ください。

●事故等のお申し出について

旅行中、に事故などが生じた場合は、直ちに同行の添乗員・現地係員・運送・宿泊機関等旅行サービス提供機関、又は、お申込店にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

●個人情報の取扱について

(1)当社及び販売店は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のために手続に必要な範囲内で利用させていただきます。(2)当社は、旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人情報を土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名及び搭乗される航空便名等に係る個人情報をお知らせの電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの個人情報の提供の停止を希望される場合は、お申込店に出発前までに申し出ください。

●旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は 2016 年 9 月 20 日を基準としています。又、旅行代金は 2016 年 9 月 20 日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。

●取消料

旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、次の金額を取消料として申し受けます。

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	取 消 日	取 消 料
	1)21日目にあたる日以前の解除	無 料
	2)20日目にあたる日以降の解除(3～6を除く)	旅行代金の 20%
	3)7日目にあたる日以降の解除(4～6を除く)	旅行代金の 30%
	4)旅行開始日の前日の解除	旅行代金の 40%
	5)当日の解除	旅行代金の 50%
	6)旅行開始後の解除または無連絡不参加	旅行代金の 100%

旅行企画・実施 JTB九州

観光庁長官登録旅行業第 1770 号
日本旅行業協会正会員
福岡市中央区長浜 1-1-35 〒810-0072

お問い合わせ・お申し込みは

大分支店

総合旅行業務取扱管理者:阿部貴司

営業時間:月曜日～金曜日 9:30～17:30 休業日:土・日・祝日

総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に關し担当者から説明にご不明な点があれば、ご連絡なく上記取扱責任者にお訊ね下さい。



旅行業公正取引
協議会 会員



ボンド保証会員
一般財団法人日本旅行業協会正会員

TEL:097(534)7151
FAX:097(534)9197